

国会の中の根本正

1. 帝国議会（国会）

- 明治 14 年（1881 年）10 月 12 日 明治天皇から「国会開設の詔」が発せられる
 明治 22 年（1889 年）2 月 11 日 大日本帝国憲法、衆議院議員選挙法が交付される
 明治 23 年（1890 年）7 月 1 日 貴族院の互選・勅撰と第 1 回衆議院選挙が実施される
 ” （ ” ） 11 月 29 日 第 1 回帝国議会が成立した

2. 帝国議会と国会の違い

	帝国議会	国会
憲法	大日本帝国憲法	日本国憲法
権限	天皇の立法権を協賛	国権の最高機関・唯一の立法機関
両院制	貴族院と衆議院（両院は対等）	衆議院と参議院（衆議院の優越）
内閣との関係	内閣は天皇に対して責任を負い 議会に対しては負わない	内閣は国会に対して責任を負う （責任内閣制）

3. 国会議事堂

明治 20 年（1887 年）4 月

閣議で議事堂建築予定地を麹町永田町 1 丁目（現千代田区永田町 1 丁目）に決定したが官庁集中計画に多額の経費が必要なことや帝国議会の開設が切迫していたことから中止された

明治 23 年（1890 年）11 月 24 日

麹町内幸町 2 丁目（現千代田区霞が関 1 丁目）に第 1 次仮議事堂が完成した。

明治 23 年（1890 年）11 月 29 日 第 1 回帝国議会が開会した

明治 24 年（1891 年）1 月 20 日

会期中に漏電により出火し全焼した。貴族院議場を華族会館（旧鹿鳴館）・帝国ホテルへ移し、衆議院議場を東京女学館へ移して会期を終了した

明治 24 年（1891 年）10 月 30 日

第 2 次仮議事堂が突貫工事により完成し 11 月 21 日に第 2 回帝国議会が招集されたが大正 14 年 9 月焼失

大正 14 年（1925 年）12 月 22 日 第三次仮議事堂が竣工 現議事堂が完成に伴い解体

昭和 11 年（1936 年）11 月 7 日 現在の国会議事堂が竣工

◎ 根本正は明治 31 年 3 月の第 5 回総選挙に初当選して以来、大正 13 年 5 月に落選するまで、第 2 次仮議事堂にて活躍した。



第 1 次仮議事堂



第 2 次仮議事



第 3 次仮議事堂



現国会議事堂

4 根本正の国会発言等

1898 M31.3.15 第 5 回総選挙初当選(自由党)

1898 M31.5.19 第 12 回議会開始

M31.6.6 本会議

国民教育授業料全廃の建議案 根本正ほか 9 名
提出したが解散のため討議なし



片岡健吉

M31.8.10 第 6 回総選挙 当選 (憲政党)

M32.1.31 本会議 議長 片岡健吉

国民教育授業料全廃の建議案 根本正他 5 名

普通教育は自ら専門教育と異なり国家の公務に關すべきものなり授業料を擁する学校は真正の公立に非ず故に普通学校を公立と為し公税を以て之を支弁し貴賤貧富の別なく何人の子弟を問わず無月謝にて自由に普通教育を受くるの学制を立つるは国家の義務なりと信ず政府は速やかに小学校の授業料を全廃し公税を以て自由教育を志向するの制度を立て帝国議会の協賛を求められむことを望む 右建議す

根本正 此の国民教育と言うものは、実に小学校のことを申すので、学齡児童 6 歳より 14 歳までの子供だけに国民の義務として、無月謝で教育を受けなければならぬというのが、

第1の趣旨であります、然るに我が国の教育制度の現状を見ますれば、大学の如き専門の高等教育の補助のは厚くあって、小学校の如きには薄き訳であります、謹んで明治23年10月30日の勅語を拝読しまするに、其の中に斯う言うことがある「億兆心を一にして

世^{よよ}厥^{それ}の美^なを濟^なせるは此れわが国体の精華^{せいかに}にして教育の淵源^{えんげん}亦実に此れに存す」億兆心を一にせんとするならば、国内億兆の人民が自由教育の制度を立てるより外に急なるはないと思う、又其の勅語の中に「咸^{みな}其徳を一にせんことを庶^{こいねが}う」とあって、咸其徳を一にせんとすれば貧民の子弟も自由に普通教育を修めしむる途がなければならぬと思うので国家を富強にいたすには、実に此の勅語に基づきて億兆心を一に其の徳一にするにありませぬ・・・・小学校にありては40銭位を納めしめて居る、是では公立と言うことは出来ない・・・・極新しい文部省の報告に依れば、学齡児童の数が7,730,441人であって、そうして其の内学校に行かれない人が3百万人もあります・・・・100人中36人というものは学校に行かないのであります・・・・

此の国というものを実際に国を富まし君に忠なる所の国民とすることはできないと思ひます・・・・日本で小学校のために幾ら宛人口に費やしているかと言うことを調査してみると一人に付いて34銭ほかありませぬ、それに代わって軍事のためには2円40銭宛しているわけでありませぬ・・・・また外の国を見るとアメリカの如きは、一人について人口がどれだけ出しているかと言へば5円22銭で、軍のためにはそれより少なく2円44銭だしている、其他孰れの国でも日本程此の小学のために、金を出さないで置く国はありませぬ、ドイツの如きも矢張一人について2円91銭の餘出しておく、又イギリスの如きも2円66銭の餘出して置く、何処でも日本程少ない国はございませぬ・・・・これはイロハを見たことのない子供等である、国の子供等であるということについて凡そ800万円年々いるわけでありませぬ、この金をどういう風に出したら宜しいかと言うことで・・・・金がなければ是はしなくとも宜しいと言う訳ではないと言うのが要点であらうと思ひます、即ちこの国の子供と言うのは此れは即ち国の子供であって、国が矢張り兵を養う如く、或いは警察官を養うが如く、或いは火の番を養うが如く、国がせんければならぬことであります・・・・此の金の募り方はわたくしが研究した所に依れば即ち砂糖税を起こせばやさしく出来る、日本で今日使っている砂糖の税を取りますれば850万円程であります。それはどういう風に取りかと言へば、日本で今日使っている砂糖は3600万円の砂糖を使う、その中2800万円は輸入になって、わが国でできるものは600万円であるから、之に2割5分の税をかけるならば、即ち容易に自由教育即ち普通教育と言うものが行われることでありませぬ・・・・

工藤行幹 私は此の案については、即ち特別委員会を設けたい、国家教育をしなければならぬと言うことは誠に吾々は感服の至りでございませぬ、流石自由を重んじ四民平等の権利を御認めなされる御方は斯くなければならぬと私は思うのでございませぬ、茲に根本君も仰る通り金のことについてはどう往くかと言うことのご心配があつたように思ひますが、吾々も実に此の点について、杞憂



工藤行幹

の至りに堪えぬ国家教育の如き至急なこともあるからして、成る丈中央の費用を節減して、国の文明の程度を進め、日本人民の知育を發達させたいという考えであるのでございます、然るに残念ながら今日に至って既に地租というものは、吾々は地方税に於いて十分此の負担をするに一学校を發達せしむるには地方税の力に依らなければならぬ、又人民の力を強くしなければ、豊かにしなければならぬと言うに付いて斯う言う悪例は余り掛けたくないと言うことは熱心なる論でありましたけれども、如何にせん此の不当なる地方税も掛けられたのである、一方には唯今の砂糖税の如きは、或いはそれが宜しいかもしれませぬ、吾々も一己としては或いは賛成であるが、現政府の処置を見れば、如何なる訳であるか是等のことも為さず、一方に家屋税と言うものを既に案を出して居る是は如何なる趣意であるか、地租と言ひ家屋税と言ひ、如何にも吾々は此の悪税のものまでも尚且つやるといふようなことで、一方では此の砂糖税はさらに是までに声もない、根本君の希望は、吾々も賛成であるが一故に此の儘にして此建議案を通して見たところが、果たして政府は砂糖税を取るか否やと言うことも分からぬ、益々此の上になんか悪税を掛けて来るかも分からぬ位の場合である、此の案を出して、一方には此の授業料を全廃し、之が為に国民が非常なる苦しみを受け、又一方には却って学事を進歩せしめんとして、学事をせしむるような結果を来すだろうと思ひます、これ等の事に付いては大いに講究しなければならぬでございますから茲に特別委員 9 名を置いて調査して果たして提出者の意の如くなるか否や、政府は中に砂糖税杯は、外国の氣前を憚って容易にやり得ぬと言うことを聞いて居るが、果たして然るや否やと言うことも能く政府とも交渉して、其の見込の立った上に此の案を審査したいと思ひますから、特別委員 9 名を置かれんことを希望いたします

橋元昂(つとむ) 此の提出者の方では国民教育授業料全廃の建議案の理由書、を見ますと普通教育と言うもの、月謝は悉く廢する斯う言うのであります、それから終わりになるとそれを全廢して、公税を以って自由教育を施行するの制度を立てたいから、帝国議会の協賛を求められんことを望むとある、小学校の授業料を廢するならば、吾々は其一私は確かに覚えませぬけれども、小学校令の規定に依って即ち勅令で定まって居るように思ひます、政府が其建議を容れるならば、其勅令の改正を為すが宜しいのであるように思ひ居るが、提出者は帝国議会の協賛を求められんことを望むと言うのは、別段に小学校へ是だけに当たる金を補助する案を出して呉れという希望でありますか、

根本正 此の政府が日本国民の子供等の中殆ど 250 万人が学問をしないで居る者に付いて残らず学問が出来るようにすると言うのが、一番の趣意でありまして、其月謝を政府が国税を以って助ける、外の所は出さずとも是は出さなければならぬと言う趣意であります、(「委員付託」と呼ぶ者あり又「賛成賛成」と呼ぶ者あり)

橋元昂 此の公税を以って自由教育をするの制度を立てて呉れと言うのであって、小学校の制度は、公費で立って居る、それを更に帝国議会の協賛を求めて貰いたいというのは、どういふ趣意になるのです、それだけの金を国庫から補助しようと言う趣意でありますか

根本正 それは矢張り足りない所は補助する訳でありまして、詰まり子供を二人持った者も一人も持たない者も、其身代に依って税を出す、詰まり子供の親から税を出させると言うのは、不都合だというのであるから、地方税であろうが、国庫であろうが、或いは県税であろうが、不足のものは、国から出して親から取らないようにしたい、即ち 100 人に付いて 36 人の不就学があると言うようなことは訳が分らぬ・・

(「委員長付託賛成賛成」と呼ぶ者あり)

議長(片岡健吉) 委員説が出て居りますから特別委員を置くと言う説に付いては、ご異議はございませぬか、議長が 9 名の委員を指名して宜しうございませぬか

(「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(片岡健吉) ご異議がなければ其通り致します

安川繁成



M32.2.9 2.14 国民教育授業料全廃の建議案審査特別委員会 委員長 安川繁成

政府委員(澤柳政太郎) 文部省に於いては、此の事は成るべく早く実行に至らんことを、偏に希望いたしているわけではありますが、早晚授業料を全廃せぬければならぬ、ヨーロッパの諸強国の如きは、殆ど皆な今日では無授業料の制を採って居るようなしだいでありまするので、いつかはそういうような時期に到達したいものであるということは何処までも希望致して居りますのでありますが、唯此の国民教育の施設上に於いて、何事をおいても、先づ此の授業料の全廃をすることを第一にせぬければならぬかということに付いては今日まで文部省のそれぞれ研究をいたしました結果としてはその準備を大いに要する、教員の補充校舎の設備を完備せしむると言うことは、どうしてもこの授業料全廃のために、先以ってやらなければならぬことであると言うように考えております・・・

根本正 金の生み出し方は、どのようにもなろうと思ひます、砂糖税の如きも、日本政府で輸入のならば、内国税として取って差支えない、大隈伯が外務大臣のときに、能く御調べになって、取ることができると言うようなことは知っている・・・

学校を拵えるとか、いろいろ余計な人を殖やすために費用が要ると言うことは一時のことであろうと思ひます、それで此の償金と言うものは、まだ沢山残って居って、文部省でも例えば償金のうちから、2 千万円也 3 千万円也と言うものを、小学校の基本金として取って、其の利子なりなんなりを以って、政府が管轄してそれで以って学校の設立を助けたいというような思召しはありませぬか・・・

政府委員(澤柳政太郎) 此の償金の一部を普通教育基本にすると言うことは、文部省に於いても最も必要である、又償金の適当なる使用法であろうと言う考えでありますので、目下文部大臣よりして内閣へ提議になって、詮議中であります・・・

委員長 安川繁成 満場一致で政府に建議する

M32.2.15 本会議 議長 片岡健吉

安川繁成 政府も此授業料全廃と言うことに於きましては、我国もこの方針でやりたいという意見である、されながら教員の不足が3万人、後者の不足等もございませし、是に要する経費は千有余万になります、是故政府は思いながら躊躇致して居ると言うこととございませし・・委員会は満場一致で決しました

工藤行幹 修正の意見を持って居ります 私は此の建議案の大体に賛成するものでございませし、この文章中に「政府は速やかに小学校の授業料を全廃し公税を以て云々」と言うことがある、此「速」と言う字を「漸次に」と私は直したいという修正を提出する・・・なぜならば今此提出者の意見に依つても、授業料と言うものは3百何十万円というものがあるということとございませし、吾々は国庫から補助するということも、成るだけ大いなる金を補助すれば此の上もないけれども、諸君もご承知の通りの経済でございませしから、直ちに300万円以上の金を国庫から、明年度より之を支出することを得るや否やと言うことは、今予め予定し難いのでございませし・・・一方には此300万円の授業料を廃してしまふと却つて一方から一國庫から多少の金が小学校の費用の中に這入つてもそれがために総体の金が減りはせぬか、若し政府が各町村会杯で是が授業料を廃したから、直ちに其金を公税を以て、之を補うということが出来れば、此上もないこととございませしけれども、私の觀察するところとございませしれば、随分目下此経済学上は、市費又は村落の財政容易ならぬ場合とございませしから明年から直ちに此小学のために300万円以上の金を賦課して、之を出すと言うことは出来ないだらうと思ふのでございませし、然れば此一方から、多少の補助とございませししても、一方に之を全廃するということになつたならば、或いは学校の不振と言うことになりはしないか・・・

(賛成賛成と呼ぶものあり)

安藤亀太郎 工藤君から「速」と言うことは、却つて国情が許さぬからして、漸次にやつた方が宜しかろう、斯う言う御説でありませしが、私は之を「極めて速」にしたいと言う意見とございませし、成る程随分此財源等の点につきませしは、大いに苦慮する点もございませししょうが、さりながら今やわが手に横たわつて居る所の彼の衆議院議員選挙法改正案を見ませししても、自ら自分の姓名を書して、そうして投票をし、他の被選挙人の姓名を記載することのできないものは、投票が出来ぬという位になつて居ります。一方に於いては選挙権を拡張して権利を与えようと言うにも拘らず、一方には其権利を却つて奪つて、させぬというようなことは、甚だ是は宜しくないことと考へませし、

(賛成賛成と呼ぶものあり)

修正説に起立 少数
原案に起立 多数 可決

M32.2.18

小学校教育費国庫補助法案 大隈秀磨外3名提案



大隈秀磨

- 第一條 小学校教育費を補助せむが為に国庫より補助金を市町村に交付す
- 第二條 補助金額は初年には前々年度市町村立小学校教員俸給総額の百分の十とし次年より毎年百分の五を逡加し終に百分の五十に至らしむるものとす
- 第三條 補助金は市町村立小学校教員の年功加俸特別加俸の全額及通常俸給の補足に充用するものとす
年功加俸特別加俸の方法は文部大臣之を定む
- 第四條 補助金は年功加俸特別加俸に係る全額を控除し各市町村の学齡児童数、就学児童数及小学校教員俸給総額より授業料の収入額を控除したる額に比例して配付す
- 第五條 此の法律施行の為に必要なる規則は文部大臣之を定む
附則
- 第六條 此法律は明治三十三年四月一日より施行す
- 第七條 明治二十九年法律第十四号市町村立小学校教員年功加俸国庫補助法は此の法律施行の日より廃止す

小学校教育費国庫補助法案 根本正外8名提案

- 第一條 小学校教育費を補助せむが為に国庫より毎年補助金を市町村に交付す
- 第二條 補助金は就学義務を有する学齡児童の教育を普及上進すべき用途に充つ
- 第三條 補助金は市町村の学齡児童数に比例して之を配付す
- 第四條 補助金額は毎年予算を以て之を定む
- 第五條 此の法律施行のために必要なる規則は文部大臣之を定む
附則
- 第六條 此の法律は明治三十三年四月一日より施行す

2つの法案を9名の委員に付託することになった。

M32.2.22 小学校教育費国庫補助法案審査特別委員会 委員長 工藤行幹

工藤行幹 2つの案を併せて、穏当のものにして遣りたいと言うことは、勿論のことではありますが、目的が一つ違って居るようでございます、即ち此補助金の目安であります、目安が片方は、市町村の学齡児童の数に比較して遣る、片方は小学校教育の教員の年功加俸を加えて、教員の高に依ってやるのと、是が違いであると・・・こちらから出した案の精神を一応お話を致します、無論此単に道理上に依ったならば、町村の学齡児童に依ってやるのが正当かも知れませぬ、或いは此町村の熱心と不熱心に依って、学童児童が多くあっても、町村費で金を出すことを少なくして居ると、其学校が振わぬとか学童児童が少なくとも、町村によっては、学事に熱心な所から、割合に多くの金を出して居るところもある、故に私共の出したのは、之を奨励的に一つやる方から、先きにしたら、町村が益々奮って教員を優待し、又金も相当に掛けて往くと言う方になったならば、自ら就学児童も多くなって、日本全国の普通小学は、進むだろうという見込から往くのでございます、到底目下の財政で見ると大きな金をやろうと言うことは、見込はございますぬから、同じく補助するには、どうか奨励的にして、国庫の金ばかりは奨励の一旦となって、之を的的に

せぬで、各町村はみな奮ってやるようになる方が、宜しかろうと思ひますところから、この小学校教員の給料によるの割合に依つて、やりたいと言う精神、年功加俸を加えるか、加えないかと言うことは、是はあなた方も亦ご議論を聞いた上で、先ず大体は、此事のご議論を定めて、然る後にどちらの案に付いて、元として議するかを一つ定めたい

根本正 此の補助案を出した精神は、先日建議案が通過して、即ち普通教育を何処までも実行するために、早く之を行ふと言うことに付いて、即ち平均どの村へも、どの県へも、学童童児の人数に依つて、国庫から助ける意味でありまして、給料の高であるとか、或いは是まで沢山出して置いたとか言うような所から、割出したならば、益々多く取る所は多く出来、又少ない所は其儘に居ると言うような訳で、普通教育の意思に違ふ、故に国庫からは、即ち頭数に依つてそうして、割振つて、是まで往かないものも往き、又後れた所のものが、多く国庫から出して多くなりましならば、是まで出さぬようにするとか言うような風にして、即ち至極公平にしなければならぬと言う考えであります、故に是非是は学齡児童の数によってやらぬで、若しも是までの出し方とか、或いは教員の俸給の高下に依つて、やるとか言う風になつたならば、即ち国民教育の道を違つて、即ち前日の建議案を無視するような訳になりますからして、私共は何処までも、学齡童児の人数に依つて割振るのが、即ち国民たる者の義務、又それが普及するところの原則であらうと思ひますから、是非此学齡童児に依つて、公平に国庫より一般に保護することを希望するのであります、尚續いてお話いたしますが、此工藤君杯より出された案に依ると、金の割方まで、即ち此法律案で極めると言うようなことも書いてありますが、實際是等のことは、政府で適当にやる仕事であつて、その辺まで關つて此處で極めたならば、随分混雜するのみならず、或いは此處でそう言うことをするのは、如何であらうかとも思われ、だからしてその辺は、政府で予算を以て毎年極めて、そうして出すようにしなければならぬと思う、又此小学校の普通教育の實に必要なると言うことは、独り内國に止まるのみならず、今日條約改正の日に至つて、實に非常なる關係があると思ひます、今日條約の不完全なることも、普通教育の完全ならざる故に、條約も立派な條約が出来ないで、矢張條件付きの條約の下に在らうと思う、此一例を挙げて申しますれば、亜米利加では今を去る 14 年前、即ち 1885 年に亜細亞人は、亜米利加へ上陸することが出来ぬと言う与論が興つて其時にどう言う訳で、そう言うことが与論になつたと言へば、即ち亜細亞人の人種は、教育と言うものが十分に届かぬ、即ち危険の人民であると言うことが与論になつた、其時分のニューハンプシアの元老院議員のブライアと言う人は、それは大きに間違つて居る、亜細亞人と言へば日本も這入つて居る、成程支那は完全な教育もないが、日本は最早既に今日公立学校も出来て居るから、亜細亞人に上陸させぬと言う法律を作るは、甚だ宜しくないからして、若しもそう言うことをするならば、單に支那人とした方が、宜かろうと言うような訳になつて遂に 1885 年に法律を以て、向う 20 年の間と言うものは、支那の労働人は、亜米利加へ上陸することが出来なくなつて、唯公使とか、領事とか、或は商人とか、又学生とか、言う者ばかり、上陸することが出来て、今日にもやはり労働人は、上陸することは出来ぬ法律がある、其所以は全く普通教育がない、即ち危険の人民であると言うことを、第一の理由とした訳である、幸いに日本で一小学校言うものが立つて居りますから、縦令今まで

の方法が有名無実にもせよ、広く世界に聞えて、小学校と言うものが公立学校であると言うことが知られた為に、其法律の内にも除かれて、今日は幸に文明国と共にある訳であります、若しも今日の有様にして置いたならば、矢張支那の如く如何なる法則を立てられるかも知れぬ、既に今日に於いて見れば、布哇の如き、又豪州の如きは、日本の移民を制限するようなことがある、此際日本の普通教育を怠って置いたならば、14年前に支那人の上陸を止められたような結果を見るかも知れぬ、實に是は大問題だから、速に国庫より十分に補助して、そうして普通教育が行われることを希望するのであります、故に一般に往きませぬならば、即ち之を6歳より9歳までの義務を負う所の学生ばかりも往くことの出来るように、法律を拵えなければならぬと思ひます、それゆゑに此別に案が出て居る所の、是までの月給の多少に抛るとか、或は其地方に全く一任するとか言うような仕方では、逆も此の日本の教育を実行して、即ち立憲政体の完備を期すると言うものは、實に普通教育に依らずんば出来ぬのでございますからして、是非私共の提出した所の案をご採用になることを希望します

安藤亀太郎 私は根本君と同様に国庫補助法案の提出者になりましたのですが・・・

私は神奈川県足柄上郡でございますが、2・3年前までは之を奨励しましても、漸く就学児童の數に合わせますと五分くらいしかないのです、それから追々と今日は、六分少し上になって居りますが、兎に角未だ殆ど四分位の不就学の子弟があるのです、細民の子弟で学校に這入れませぬのが、多うございます為に、少しも授業料を取らないで、学校に入れようと言う意思でやりました、然るに初めは大分生徒も這入ってきましたが、忽に其の生徒が減って来ましたから、段々父兄を喚んでその原因を尋ねて見ますと、父兄が曰く、せつかくご心配なすって授業料も出さず、学校に行けるのは誠に忝ないけれども、併しながら私共の小児が行かぬと言うものは、授業料を出さぬから、他の小児に馬鹿にされる、詰まり救助を受けると言うことで、小児心にも馬鹿にされるものですから、それを厭うて学校に入らぬと言うので、一時は随分多數這入って来ましたが、其生徒が忽ち減じて、元の木阿弥になったと言う結果である、不就学の生徒を多く学校に入らしむるには、一般に授業料を取らぬと言う外ないと私は考えるそうすれば甲の子弟も乙の子弟も、貧富の差なく、同じく学校に行けると言うことになって入学者も多くなりますけれども、そうせぬと言うと、何時まで経っても、細民の子弟は、眼に一丁字なくして終わると言う結果なるので、輾転して何時までも、如何に教育を盛んにしようと言う考えがあつても、到底現在の有様では普通教育の普及を計ると言うことは至難のことであろう、如何にも今日財政困難の場合に悉く之を国庫から教育費を支弁すると言うことは随分難しいことではございましょう、併しながら此教育は總ての根本—基礎になるものでありますから、国家を盛にし文明の域に進めようとするには、先ず其人を造ると言うことが、必要あらうと思ふ・・・

其人間が無知無学のものでありますならば、将来外国とも交際を盛んしようとの今日に於て、十分に利益を得ると言うことは、到底難しいことと思ふ、それ故どうしても此際、政府が為し得られるだけの責任を以て財源を造って小学校の教育費は、十分に補助して貰いたいと言う精神であります



三田村甚三郎 工藤さんの御提出になったものは、小学校に補助をしてやろうと言うのですから、今日の有様に於いては、行われやすいのではあるが、一步進めば、根本さんからご提出になったものと

同一になりますから、根本さんの方をご議決になれば宜しいと思います 三田村甚三郎

委員長代理 工藤行幹 それでご異論なければ、そういうことにいたします、本案第二條は

なくしても宜しいように思いますが除かれては如何です

根本正 至極賛成であります

委員長代理 工藤行幹 それでは是で確定しておきます

M32.3.1 本会議

貴族院の修正(補助金の配付の目安が、学齡児童のみとあるのを、其下へ就学児童を加えた)があり承認、採決され可決

M33.2.6 本会議 議長 片岡健吉

市町村立小学校教育費国庫補助法案 政府提出

第一條 市町村立小学校教育費を補助する為国庫は毎年度金百万円を支出す

第二條 補助金の用途及補助の方法等に関しては勅令を以て之を定む

附則

本法は明治 33 年 4 月 1 日より施行す

第四條 市町村立小学校教員年功加俸国庫補助法及小学校教育費国庫補助法は是を廃止す

政府委員 (奥田義人) 現行の小学校教員年功加俸国庫補助法 (M29 年) と昨年發布になりました所の小学校教育費国庫補助法とを合併致しまして、一つの法案と為したものであります・・・現行の小学校教員年功加俸国庫補助法・・・昨年の小学校国庫補助法も不完全なる点ありまして、実施上困難を感じるの恐れがあります、この二つを合併致しまして一つの法案として提出いたしました・・・

M33.2.8 審査特別委員会の発言

根本正 此の法案は昨年の議会で通過されたる所の小学校教育費国庫補助法の大趣意に基いて修正的の法案と認める・・・・・・・

M33.3.16

◎市町村立小学校教育費国庫補助法が發布され、小学校教育費国庫補助法は廃止された

◎この法律により、財源保障制度が整備され、初めて義務教育の無償制が確立され、明治 25 年の就学率 55%が、明治 38 年には 95.6%に向上した

M32.12.6

幼年者喫煙禁止法案 根本正他 4 名提出

M32.12.12 本会議 議長 片岡健吉

第一條 十八歳未満の幼者は煙草を喫することを得ず

第二條 前條に違反したる者あるときは行政の処分を以て喫煙の為に所持する煙草及器具を没収す

第三條 第一條の幼者を監督する責任ある者情を知りて其の喫煙を制止せざる時は十銭以上一円以下の科料に処す

第四條 第一條の幼者に其の自用に供するものなることを知りて煙草又は器具を販売したるものは二円以上十円以下の罰金に処す

附則

本法は明治三十三年四月一日より之を施行す

根本正 ……この法案は近来小学校の子供が輸入の巻煙草を吸う者が日々増加しまして、此儘棄置きましたならばわが帝国人民をして、或いは支那の今日における有様、又遂に印度の如き結果を見ねばならんと大いに憂ふるところであります…この煙草と言うものは阿片の如く「ニコチン」及「ニコチン」を含有するのでありまして、若し此の如き神経を麻痺し知覚を遲鈍にするものを、幼少の子供が喫しますれば、日本帝国人民の元気を消滅するに至る訳であります…国是として廃さねばならぬこととございます…文明の各国において行われる法律であります、既に獨逸に於いては十六歳以下の子供に煙草を喫ませませぬです…第一軍人たるに不適當たらしむる故であります、又アメリカの一新報を見ますれば西班牙と亜米利加が戦争をしました時分に各地方から兵卒を呼びまして、其の内取り除けられた青年があります、その取り除けられた青年の百人の中九十人は幼少より煙草を喫んだものであると云うことが書いてあります…東京に駐在するところの米国特命全權公使「バック」君のお話を聴きましたところが、先生が生まれた故郷なるヴォルヂニア州と云うところは煙草を製造して外国に輸入する大なる一煙草国であります、然れども二十歳以上の人には害が少ないが十八歳以下の人には宜しくないものであると云うてヴォルヂニア州では十八歳以下の子供には一切煙草を売ることを法律を以て禁じてあると云うことを実に此公使より私が賜った所であります…紐育州では 1889 年に此法律を施行いたしました…実に苟も国庫の補助を受けて居る学校の生徒が、煙草を喫むということは実に宜しくないことと思ひます（同感と呼ぶ者あり）…1891 年亜米利加のエール大学に於いて生徒が 147 人の一組の生徒があります、この四年間の結果を調べてみました所が煙草を喫む人が 70 人あって、禁煙した者が 77 人あります、色々調べてみました所が、丈の高さが煙草を喫まない人は二割四分高くなっている、又胸の周りを計って見ますれば、二割六分七厘広くなって居たことと云うことであります、殊更に肺に係したことは夥しいものであって、七割七分五厘程のものになって居る、その他ボルマント州の如きは、小学校に於いて教師と生徒共に禁じてあります。また米国ウエスト、ボエント陸軍兵学校に於いても禁じてある、又アナポリス海軍兵学校に於いても禁じてある、実に此法律は日本をして登用に於いて欧米列国に優る所の国にするならば、他日此国の父母と為る小学校の生徒に煙草を喫ませると云うことはありませぬです、どうかこの帝国をして世界に輝く国とせんとするならば、支那や印度の真似をせずどうか此文明

国の法律をご採用あらんことを希望します。

(賛成賛成と呼ぶものあり)

委員付託に決する

M32.12.14～15 幼者喫煙禁止法案審査特別委員会 委員長 内田雄蔵

小松喜平治 年齢十八歳未満と言う、年齢の標準を茲にお建てになつたのは何か他にお考え
がありますか

根本正 亜米利加の公使に色々調査をして貰った末、又あちらの法律なども調べましたので、
亜米利加のボルジニア州の禁止法は、即ち十八歳以下のものに一切煙草を喫ませない、又
アイオロも州十八歳と言うように、外の国も十八歳になって居りますから、茲に十八歳と
致しましたが、全体私の望みは、丁年以下位にしたいと思うのでありますけれども、そう
なりますと反対も多くなって此の案の通過する此の困難であろうという懸念から、先ず
亜米利加の法に則って十八歳と致しました

大村和吉郎 根本君に伺いますが、是は男女共でございますか

根本正 男女共です

大瀧伝十郎 「幼者を監督する責任ある者」と言うほどの位の程度迄往きますか

根本正 「責任ある者」と言うは、全体種痘の規則によって拵えましたのであります、種
痘の方の規則に「曾長後見人若しくは雇主等にして現に其幼者を監督する者は前各條の責
に任ず貧院孤兒院等入院の者は該^{その}主長に於て前各條の責に任ず」と書いてある・・・
若し諸君のご意見に依つてどういう風に直しても宜しかろうと思ひます・・・

大村和吉郎 学校の教師—主任教師、受持教師に対する学校を預かる校長、首座教員の責任
はどういうように心得て宜しゅうございますか

根本正 それは校長は別段責任はない積りであります 此種痘の法などにある院長とか雇
主とかいうものは、預かつて支配すべき責任のある者であります、学校の教師は唯教え
ることありますから・・・

井上角五郎



井上角五郎 ……十八歳未満と言うのは一般に於いて宜しいことと思
う、同時に学校の生徒に至つては縦令大学の生徒其の他師範学校の生
徒でも、何でも二十歳でも二十五歳でも三十歳でも、悉く禁じた方が当然と思ふから此よ
うな但書を第一條に加へたいと思ふ、之を加へると第三條に又修正を加へたい、それは第
三條の幼者を監督すると言う此者は雇主と言うのは少ないから先ずここへ「父兄及学校職

員」という字を入れて見たい、そうして私は校長ばかり責任ある者としなくて、学校の者は皆責任を負うことにして、情を知らなければ責任がない、情を知れば責任ありとして、父兄及学校の職員と修正したい、斯うすると大概十八歳未満の者は喫まないようになるから・・・

大村和吉郎 私はもう一步を進めまして、丁年に達するまで、即ち未成年者は^{あまねく} 殆く煙草を喫まないことに是非致したい・・・其の他は井上君と総て同感でございます

政府委員（澤柳清太郎）此案に就きましては、大体文部省の方の側からはご同意を表す訳でございます、ご参考までに申し上げておきたいと思ひますのは、従来成るべくこの学校に於きましては、殊に小学校等に於きましては、生徒の喫煙をさせたくないと言うことで、現に小学校の生徒につきましては訓令等も出ている訳でございます・・・それに対して其禁を犯した者に対して制裁を付すると言うようなことはありませぬが・・・中学校以上につきましてはそういうような訓令はございませぬが各学校で随分此喫煙のことに付いては注意をいたしまして、職員が率先致して禁じていると言う・・・

何分此の煙草を用いゆることが全然便利になって参りますものですから、益々此学校生徒並びに幼年なる者が煙草を用ゆる風が拡がって来る次第でありますから、法律の制定になることは、文部省に於いては十分に賛成致すところであり、唯是等の制裁などをつけましたり、三條の「幼者を監督する責任ある者」と言う文字などは是で明らかかなものであるかどうかということに付いては、十分にご研究を願ひたいと思ひます・・・学校生徒は此本文の十八歳未満と言うことに拘わらず、煙草を喫することを禁じなければならぬと言うことになるのは如何であろうかと思ひます・・・学校に居らぬところの十八歳未満の者が、余計煙草を用いておることがあると思ひます・・・此本則以外に官公私立の学校の生徒は十八歳未満以上でも尚煙草を喫してはならぬと言うことになり、ご同意を表することが出来ないと思ひます・・・矢張り此学校に於いても本則と同一になされんことを希望するのであります、学校に於いて一層嚴重なる規則を設けられるということに付いては、其の理由をも見出さぬと思ひます・・・これが丁年と言うことになりましたならば、無論学校の生徒も丁年までは禁じられて宜しかろうと思ひます

田中正造



田中正造 私は二つの考へを持って居って大いに迷って居りますが、それは此法律は先ず試しに小さくして、追々に拡張すると言う斯う云うのが一つ、それから思い切つて上の方迄も持つて往くか、斯う云うのが一つ、それで試に小さくしてやると言うのになると、小学校と言うものを境界にして、年齢ももっと低い小学校の生徒と言うことにして、それから段々拡張して往く、それからもう一つはずっと上の方に迄もつて往く、それは丁年になって軍人になったときに、軍人が煙草を喫む癖があると、軍に出たときに煙草の無かつた時などは勇氣の挫けると言うので、どうしても煙草を喫む兵隊は極往けぬそうです、第一邪魔になる、故に軍人は煙草を喫ませない癖を付けたい、二十歳までは喫ませないと言うことになると、兵隊に這入つたときに煙草を喫まず

に居るかも知れない、併しこの所で暫く小学生徒ということにして、尚明年を待ってそろそろ進めて往きたいという、斯う云う考えもありまして大いに迷って居るのであります、激変を与えるも如何であろうと思つて居ります

小松喜平治 私は大村君に賛成致します、煙草というものは唯今田中君のお話の通り、喫む癖がつけば一朝にして止めることが出来ませぬから、**十八歳迄禁ずると言うことならば、寧ろ未丁年者に喫ませないのが当然であろうと思つます**・・

田中正造 二十歳に賛成致します

森川六右衛門 私も大体は原案の通りでございますが、唯今二十歳説が出ましたから、やるならば、成年までのところをやつて往きたいのですから**二十歳説に賛成致します**

委員長 内田雄蔵 第一條は全会一致で決しました 第二條

大村和吉郎 第二條は原案を賛成致します
(「賛成」と呼ぶ者あり「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 内田雄蔵 それでは原案に決します

大村和吉郎 第三条至りましては、**監督する者と責任ある者の分界を明らかにしておきたい**のであります、ご提出者のご説明中に学校の受持教員等は責任を有する範囲ではない、学校の校長となる以上は、監督者として責任ある者の範囲内と認められたいと言う根本君のご説明でありました、此事は新聞其の他で色々書いてありますけれども、世の中では先ず学校生徒の煙草を禁じられた言う位の次第で、学校ではその辺を正しくして置ませぬと、此制裁を触らします時分に所謂行政処分上にも疑が起りまして煩累をきたしますようなことがあると考えます

政府委員 澤柳政太郎 是は唯今大村さんのお話のように、監督する責任ある者と言うことは十分法律の上に於いて明らかになっていませぬと、法律の適用上に於いて色々差支を生ずると言うことにならうかと思つますから一層明らかにせられたいと思つます、法律上に於て民法等に於きまして、幼者を監督する責任ある者と言うことが明らかになって居りますれば、是で宜しからうと思つますが、是でご提出者の御解釈等に依つて、その積りであると言うだけでは如何であろうか考えるのでございます、殊に学校長なり或いは学校の教員と言うものは、学校生徒といたしましては監督もいたしまするし、取締つて参りますけれども、此明らかに幼者を監督する責任ある者と極つた者ではないかと思つるのでありますから、此辺を明らかにせられたいと思つます、それで是が若し**幼者に対して親権を行う者**と一親の権を行うと言うような具合にありましたならば、民法の上に於いてそれは親権を行うと言うことでもありますから、明らかにならうと思つます・・・

大瀧傳十郎 私も大村君と同感であります、此本條の取締りの上に於いても、又萬一此処分する上に於いても、是非此責任者を明らかに記して置いた方が宜しかろうと考えます

根本正 私は斯う言う風に修正を致したいと思うのです、「第三條未成年者に対し親権を行うもの情を知りてその喫飲を制止せざるときは十錢以上一円以下の科料に処す」其次に更に「親権を行うものに代わりて未成年者を監督するもの又前項によりて処断す」斯う言う風に規定しますれば、本案の責任を負う者と言うものは父、父がございませぬれば母、父母ともあらざるときは、後見人等に於いて是等の人より依頼を受けて未成年者を監督するも、又第二項に依って其責を受くことが出来るようになります、学校職員の如きものは、茲に含みませぬのは、学校職員と生徒の関係は、一般監督者と被監督者との関係と違って、徳義上の責任を負わしむべきものでないとおもいます、其故に生徒の悪行に対して責任を負わせることは茲に書かぬ訳であります、雇い主が若しも罪を受くような訳になりますれば、未成年者の喫飲に付いて責任を負うと言う訳になりますからしてこの雇主と言うものは受けない、全く親権を行うものに代わってとありますから、父母に代わる者、例えば私が地方から出ている生徒を頼まれて、どうかお前さんの所へ置いて呉れと言うときは、親に代わって其罰を受ける・・諸君の御熟考を願います

大村和吉郎 唯今根本君の御説に致しますと、全く親権を行うものに、帰しますのでありますな

根本正 そうです、民法にかいてありますから

大村和吉郎 そうですと明らかになる、三條の修正案を全部賛成致します

井上角五郎 大瀧伝十郎 私も賛成いたします 私も賛成

根本正 一応政府委員の意見を伺いたい

政府委員（一木喜徳郎）此法案の趣旨は、至極結構なことであると政府に於いても考えます 実行の上のことが問題になりましようと思ひますが、法案の修正に依りまして、或いは二條の事柄などを嚴重に行うと、苛察にやろうと言うことになりますと随分干涉に過ぎると言うことも起こって来ようと思ひます・・・往來で煙草を吹かせて居る者がある、今日は法がないために之を差し止めることが出来ない、そんなことからして子供が見習って煙草を喫うと言うことが生じてきます、それらの者を止める、警察官がそう言うものを見付け次第差し止めて、そして喫飲の器具を取上げると言うことだけのことでござますれば、実行のことにおいても別段困難のことはなかろうと思ひます、それ迄のことでいくらか法案の精神は達せられる、このような御趣意でありますれば、内務省の側に於いてもこの法案に対して異論はございませぬ、第一條の未成年者と言うのは、余り広過ぎはしないであらうか・・・小さなものが段々煙草を喫む者が殖えてくると言うことを防ぐには、是まで余り慣例のない所、十四歳以下位に向かつて此禁を施したならば、適當ではないかと言う

考えで、此法案を実施することが、先刻申述べました趣意なれば、別段差支えなからうとおもいます

井上角五郎 唯今政府委員の御説でありまして、勿論取締りを厳重にする寛にすると言うのは其時の当局の考え次第のことでもありますから、吾々は是非寛になさるが宜しいとも言いませぬ、厳重にしなければならぬとも言いませぬ、此法律のみじゃない、既定の法律にも幾らもそういうことがありますから、それから十八歳未満の人を二十歳にすると言うのはこれも其法律を行う人の容易に取捨し得るものであらうと思ひます、是も元の通り極めて置いて宜しからうと思ひます

大村和吉郎 井上君と同感であります

(「賛成」と云う者あり)

委員長 内田雄蔵 全会一致であります

井上角五郎 四条は第一條の「幼者」と言うのを、「未成年者」と直せばよろしいのでありましょう

根本正 そうです、第四條は井上君の修正通り、私は賛成いたします

大村和吉郎 私は此罰金であります、「貳円以上拾円以上」と言うのを、矢張り「貳円以上貳拾円以下」と致したいと思ひます

井上角五郎 それから此次の附則であります、是はなくしましては如何でありますか

根本正 それも極らぬければ内務省の方でも困りましょう

井上角五郎 それはやはりやる人の手心であります、この法律も知らぬで喫んで居るのを直ぐ罰する訳には行かぬから、初めの一度二度は押えて、それから後に罰すると言うようにしなければ

政府委員 (一木喜徳郎) 此の下の制限を除いたらばどうでありますか、壹円以下の科料に処す、拾円以下の科料に処すと

井上角五郎 其喫煙を制止せざると言うは、壹円以下の科料に処し、第四條販売したる者は、貳円以上拾円以下の罰金に処すとしたなれば

(「賛成賛成」と呼ぶ者あり)

根本正 附則も成るべくここに書いてありますから、どうでありますか

井上角五郎 附則もなしにすれば、尚早く行われて宜しいではないか、発布から当然猶予すべき期日は法律に極って居ります

根本正 始めの題も未成年者として・・・これで全部確定したものであります

M32. 12. 19 本会議 議長 片岡健吉

内田雄三 私は幼者喫煙禁止法案の委員会の結果を報道いたします、委員会に於きましては段々修正を致しました、第一番に幼者喫煙禁止法案とあるのを未成年者喫煙禁止法案と斯う改める、第一條に「十八歳未満の幼者」とございますのを「未成年者は」と斯う、第二條は原案の通り、第三條「未成年者に対して親権を行う者」と原案を更えました、其先きに「親権を行う者に代わりて未成年者を監督する者又前項によりて処断す」と加えました、第四條に「未成年者に」―「第一條の幼者」とございますのを「未成年者」とし「器具を販売したる者は弍円以上」とございますのを「拾円以下の罰金に処す」右の通り修正しまして、全会一致を以て可決いたしました、此の法案は至極時勢に適したものと考えますで読会を省略せられまして直ちに御可決あらんことを・・・

出水弥太郎 此の法案は至極良案でございます、読会省略の委員長の報告に大賛成でございます、読会省略を以て直ちに確定せられんことを望みます
(「賛成賛成」の声起こる 「決決」と呼ぶ者あり)

市島謙吉 私は大体に於いて賛成を表する者であります・・・未成年者であるか否やと言うことの判別が頗る困難であろうと思ひます、・・・この制裁を行います場合に於いては種々な障害が起こりはしないかと考えます、それは実行が出来ますか否やを伺ひます

政府委員(一木喜徳郎) 政府の意見を申し上げます、年齢に二十歳と言うことでありますが、是は唯今も御説がありました通り確かに二十歳であるや否やと言うことは、余程認め難いですが、併し此の法案が出来ますれば、その実行は当該行政官の認定で致すより致方ないと考えます、それで当該行政官の認定に依って致しますれば、別に実行の上にてできないことはありません
(「確定確定」と呼ぶ者あり又「決決」と呼ぶ者あり)

議長 片岡健吉 読会省略の動議が出ておりますが、是は三分の二以上の同意がないと成立いたしません
(「異議なし異議なし」の声起こる)

議長 片岡健吉 それでは読会を省略して、直ちに確定議にしようと言う動議に同意の諸君の起立を請ひます
起立者 多数

議長 片岡健吉 三分の二以上であると認めます、読会省略したる者と認めます

議長 片岡健吉 委員会の修正通りご異議ありませぬか
(「異議なし異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 片岡健吉 ご異議なければ、委員会の修正通り確定いたします

◎2000年(平成12年)の改正では、罰金の最高額が50万円に引き上げられ、対象が販売

者のみから、経営者・経営法人・役員・従業員などへと拡大された、さらに、販売者は20歳未満の者の喫煙の防止のため、年齢の確認その他必要な措置を講じるものとなった。

M33.2.9

国字国語国文改良に関する建議案 提出者 根本正外5名

我が国文字言語文章の錯雑紛乱不規律不統一なる世界其の比をを見ざる所なり今や我が邦国運の進歩と共に百事複雑に赴き最智識の増進普及を要するの時に当り此の錯雑紛乱不規律不統一なる文字言語文章を以て世界の競争場裏に馳騁せむとす其の国力の発達人文の進歩を阻滯するもの挙げて数うべからざらむとす加之我が教育に従事する人士は皆實際に其の学習に困難せし経験を以て常に其の教授の方法に苦心し学生児童は此の言語文字の学習の為に其学校生涯の大半を徒費し他の有要なる知識を得るに暇あらず然のみならず此の無用の日課の為に其の鋭気を消耗し其の發育を障碍せらるること亦甚大なるものあり国字国語国文の改良の一日も悉にすべからざること誠に炳として火を見るより明なり是を以て従来私人或は私団にして之に関し銳意企画せしもの其の数頗る多し然れども其の事業たる一私人若は一私団の決して成就すべきことにあらざるなり彼の和蘭(オランダ)、丁抹(デンマーク)或は独逸(ドイツ)の如き何れも皆其の国字として我に比して便利なる「アルファベット」を有するに拘らず学者教育家夙に其の改良を唱え政府亦之を採用して遂に其の改良を成就したり惟うに我が邦国字改良の業たる国家事業として調査討究し其の実行を期すべきものにして又刻下の一大急務たるを信ず依りて政府は速に国字改良調査会を設け国字国語国文改良の実行を期せられむことを望む

右建議す

M33.2.13 建議案審査特別委員会

根本正 前島密が明治2年ごろから主張せられて居ったそうです、我国の文章、言葉、字と言ひ実に錯雑紛乱不規則不統一なものでありまして、実に我国の文学を世界の文明国に比べてみると、誠に混雑して居って、今日の文明社会に立って商工業を發達するに付いても、知識を磨くに付いても、其外学理に関係した近來の科学、建築学と言うようなことに就いて誠に疎い文学であります・・・・・・實に学生の費やす年限は人間の半世は無駄に費やす・・・・文字で日本のいろは、支那の文字、大学を卒業するには、イギリス文字、フランスと言う塩梅、医者 of 学問をするにはドイツを学ぶと言うような非常な手数である・・・・是迄字を減ずるに付いて、仮名会或いは羅馬字会或いは新文字と言うものがありますが、是は民間がして居る故に、研究はしてもどれを用いて宜しいかと言うことがありませぬ故に、此建議案の趣意は政府で調査、国字国語国文を改良する一つの調査会を設けて・・文字、言語、文章について改良を望む会の調査を主たるものを集めて、どれを以て我が帝国

の後來に益するものであるかを調査し極める、実に重要な会であります、先ず法典調査会の如く基礎を固めて有識を集めて所謂百年の事まで考えて、文学教育上の発達をさせなければならぬと言う趣意であります・・・政府で調査会を置いて国語とする文字を集めて、是を社会に実行せしむると言うことであります

政府委員(上田萬年) 此の事については政府は大賛成でございます、前の13議会に政府は国語調査会と言うものを設けることに致しましたが、不幸にして費用は削られてしまうことになりました、此14議会に提出した予算の中には国語調査会の事業の一部分と言う手続となって居りまして・・・政府に於いても此国字国語国文に関する此側の調査は、必要と認めましてこの次の年度からして着手することになって居ります・・・此建議案の精神は全然賛成でございます。

伊藤直純



伊藤直純 極端なお尋かしれませんが、調べてみて改良する方法が立ったら宜しゅうございますが、改良しなければならぬと言うことは考えているけれども、方法が立たなかつた日にはどうなるか、自然止むと言う結果になりはせぬかと思う、・・・ご承知の通りなかなか国語国文と言うもので、一定して新規なるものを作ると言うことは、逆も50年や100年の間では余程難しい仕事と思う、改良は如何に必要でも、1100年の久しき間用いきっているものを改めることは、なかなか出来ない仕事であろうと思う・・・寝ても起きても使つて居る言葉を別にするとか、或は何千年以来習慣となつて居る手紙の分を羅馬字で書こうと言うことは、縦し約束が出来てみても實際是を行うことは頗る難しかろうと思う、そう言うように實際上やり得ないことであつたならば、せつかく調べて見た所が実行に難儀であろう、若し実行に難ずる方が余計であつて、事実の上に行うことが出来ない事柄であつたならば、今日改良の必要を感じて居つても、私は調査するだけの必要ないことに自然なりはせぬかと、考えがおります

根本正 ご質問御尤もの事、併しながら是は段々改良して遂に其希望を達すると言う意味であつて、今日之を直ぐに半年や一年或は、二年や三年で行うと思つても行われぬ、併し世界万国に日本の文字の有様を較べて見れば、実に困難を極めて居て、何れの国にもその如き国はない以上は、ゆくゆく改良をして少しづつでも進めていきたいと言う意見であります、それ故に今日から初めて一年も早く改良をする方針を趣かんならぬという訳で、今日遣う所の言葉を変えると言う趣旨ではない・・・世界万国の列強と歩を共にするには、其基本方針を改めて往かなければ不得策あると思う

清水清十郎 私は今政府委員の御説明を聞いて見ますと、この建議の趣意は全く政府の方で取調べつつあると言うことでありますから、此建議はしないでも其の実が早く行われつつあるでありますから、この建議の必要ないと思ひます

安藤亀太郎 清水君がお説も一応御尤ものように考えます、併しながら来年から大いに会を起こして、此の改良に着手すると言う詮議になつて居ると言うだけの政府委員のお答えであつて、果たして吾々の希望する如く調査会を起こして大いにやられるや否やと言うこと

は、未定の話であります、それ故に吾々はこの建議案の趣意を何処までも貫徹して、速やかに国字国文の改良には着手せしめんことを切望して止まぬところであります

根本正 別段ご議論もございませぬければ、決を採ることに致します、それでは多数と認めますから、この建議案は成立することに決します

M33.2.15 本会議

根本正 諸君、国字国語国文の改良に関する建議案を委員会で審査討議の上可決致しました次第をご報告いたします・・・文部省の当局者も呼出しまして、それぞれ質問等も致しましたが満場一致を持ちて此の国字国語国文を改良するということに付いて、其調査会を設けるの必要と言うことは可決致しました・・・

工藤行幹 大体は是は賛成なことではございますが、余り会々と言うことは、大変多いように思いますが、是は高等教育会議でやらしては、やり切れぬものでありますか

根本正 やり切れませぬ、實に是は国家の大問題であつて、王政御一新の如きものである、日本の原案を定める非常な関係があつて、是は實に容易ならぬ問題であります・・・實に立派な会を設けて朝野の学識ある所の経験ある所の人を以て組織せぬければならぬ所の、是は實に大切な会である・・・

工藤行幹 私はこれに大反対をいたします、こんな会を拵えても、余り会ばかり多くなって、それが容易に出来ることでもない、それ故に教育会議で沢山であると思ひますから、大反対をいたします

安藤亀太郎 本員は最も賛成です

議長（片岡健吉）採決いたします、委員長の報告に同意の諸君の起立を請います

起立者 多数

議長（片岡健吉）多数と認めます、委員長の報告の通り決します

前島密



◎江戸末期 前島密 徳川慶喜に「漢字御廃止之儀」の建白書を上申、

明治2年「国文教育之儀ニ付建議」議政機関集議院に提出

明治6年「まいにち ひらがな しんぶんし」を刊行し平仮名専用を實行

〃 福沢諭吉「漢字節減論」発表し使用字種928字

明治28年 三宅雪嶺「漢字利導説」発表し漢字尊重論を主張

明治31年 上田万年「国字改良会」結成

上田万年



三宅雪嶺

明治32年 重野安繹やすつぐ「常用漢字文」発表、漢字廃止論に反対し5610字の漢字使用を主張

明治33年 原敬（大阪毎日新聞社長）「漢字減少論」発表し漢字節減から漢字全廃に至らせることを主張

- ◎M33 年(1900 年)小学校令により「読書」「作文」「習字」を統合し「国語」が生まれる
- ◎明治 35 年 国語調査委員会が発足し、仮名やローマ字の得失調査、元文一致の調査、方言の調査し標準語の選定等を行う
- ◎国語調査会から国語調査委員会、国語審議会、現在の文化庁国語分科会につながる

M42.3.18

「ローマ」字普及に関する建議案 提出者 根本正他 3 名

文明日進の今日「ローマ」字を知るの要は仮名文字の必要に譲らず而して「ローマ」字は是を習うに易く之を用ゆるに甚簡易なるを以て学齡児童をして修習せしむるに多くの困難なく進むで外国語を学ぶに当りては其の修習したる「ローマ」字の素養は多大の助けとなるや必せり夫の「アラビヤ」数字は早く既に小学教育の一科目として教習せられ今や全国に普及し其の教育上に社会上に与えたる利益と便宜とは挙げて教うべからず「ローマ」字の普及は更に之より多大の利便を国民に当うるものなるに依り政府は速やかに小学教育の一科に「ローマ」字の教習を加えられむことを望む 右建議す

根本正 本案は国威の宣揚国運の発展に付きまして最も重大なる案であります・・・

我が日本帝国が御一新以来何が一番此社会に於て進歩発展を見たかと言うならば、此のアラビア文字であつて、即ち今日銀行或いは其外の社会が簿記の如きは皆アラビア文字を用いて居ります、其通り今日此 26 文字所謂西洋の「イロハ」と言うものは実に簡単にして何言葉でも綴り得ることが出来る、即ち世界万国何れの国でも用いることになりました・・・

日本帝国の此国言葉と言うものを拓げる訳には往かない、どうしても「アルファベット」を用いることが適當であります・・・普通教育が 6 年制度になって居りますが、若も此漢字を少なくして此「アルファベット」を用いますならば、6 年のものを 4 年に減らすことが出来ると言うことは教育社会の確論であります・・・日本帝国の所謂言語と言うものを外国人に周知させる、所謂布哇に往って居る日本人も、亜米利加に往って居る日本人も今日困って居るのは即ち教科書は主に支那の文字が入って居って甚だ不都合読むことが出来ない訳でありますから、どうか此我国の普通教育に於て此羅馬字即ち 26 文字と言うものを高等科でなく、即ち普通科の所謂 5 年 6 年の辺へ入れましたならば僅か半年も之を教科書に入れましたならば、速に分かるところの、覚えられるところの文字であります・・・実業界或いは其他商工業に関して最も必要なるものである・・・この案に依りますと言うと決して漢文を廃するのではない、漢学は十分に御使いになって宜しいけれども、唯漢字と言うものは廃した方が宜しいという訳である・・・「帝国万歳」は漢語でありますけれども、其漢語は廃しない、唯是は其字と言うものを羅馬字で書けば僅か 26 文字ばかりで出来る・・・文明の進歩を盛にするには此 26 文字を採用することを望みます(拍手起る)

M42.3.19

「ローマ」字普及に関する建議案委員会 委員長根本正

石橋為之助 政府委員に伺いますが、一昨年同一の建議案が衆議院を通過したに拘らず、今日までこの建議案に対して何等処置を執られなかったと言ふに附ては、そこに何か重大な理由でもありましようか、それから今度又通過しましても、やはり過る2年間に何もなされなかつたような同一の態度を以て葬られるわけでありましようか、伺つて置きたい



石橋為之助

政府委員(松村茂助) 小学校の教科目は相当に沢山ある、現に其主たる学科、即ち國語の學習さえ頗る困難であるかと言つて、其綴り方も簡易にしたら宜しかろうと言ふような具合に力める位でありますから、そう言ふ際に必要なことありましても、より必要なことあれば其方に力を注ぐ方が、寧ろ小学教育を完全にする所以である、斯う考へて居りますから此「ローマ」字を入れることに付いては、今日まで実行に至らぬであります・・・「ローマ」字の名前をどうするか、英語で「エービーシー」ドイツ語では「アーベーチェー」フランス語では「アーベーサー」・・・綴り字方も余程沢山教へんければなるまい・・・なかなか小学校でやると言ふことは、困難ではないかと考へて居る、十分研究した上でなければ入れられない・・・

根本正 小学校教育の一科目に加へて「ローマ」字の綴り方を教へると言ふことで、日本では是まで使つて居る文字を全部廃すと言ふようなことではない・・・先ず小学校の教科中に加へて、小学児童の中に「ローマ」字で綴ることが出来ると言ふことを知らせておきたい、そうすれば、外国に参つても、中学校に這入つても直ぐに読み得ることが出来る・・・尋常卒業の頃に加へたならば、或は3・4箇月位も教へたら綴ることが出来るそれだけのことは是非共したい

我が日本帝国の王政維新の際に非常の英断を以ていろいろ是迄の旧弊を打破して、軍艦も造るし、或は其他商業に於ては鉄道も出来ると言ふことで、總て改革になつた訳である、そこで此「ローマ」字を入れて容易に物の書取りが出来て、又中学校に入つても容易く外の言葉を習ふにも便利の宜しいと言ふことは早晩しなければならぬので、早くするだけ日本帝国の幸福が進む・・・ものと言ふものは先見と決断と実行の三つがなければ、個人としても亦国としてもなければならぬ

政府委員(松村茂助) 今直ちに小学校に入れると言ふことは難しいが通過すれば考へてみる

満場一致を以て原案に可決



長谷場純孝

M42.3.22 本会議 議長(長谷場純孝)

佐々木安五郎 私は極く簡単に反対の理由を述べようと思ふ・・・「ローマ」字の普及これだけのことならば敢て私は反対するものではありません、併しながら「ローマ」字普及の名を以て之を小学校に強ゆることに至りましては、反対せざるを得ぬ訳であります、(拍手する者あり)・・・小学校令には「第一條 小学校は児童身体の発達に留意して道德教育及国民教育の基礎並に其生活に必須なる普通の知識技能を授くるを以て本旨とす」・・・然るに此「ローマ」字なる所のものは道德教育と言ふものに如何なる関係があるか、国民

教育と言うものに如何なる関係があるか、又生活の必須なる普通知識と言うことが出来るかどうか、総てに於て此「ローマ」字なるものは小学校令の第一條と言うものに背反して居る・・之を出されるならば、出される前に小学校令の一つ改正からやって掛らなけれ場ならぬ、然る後に出されるのが順序であろうと私は思うのである、そこで「児童身体の発達に留意して」と一番先にありますが、唯今の児童はさなきだに科目が多すぎて青年が試験病に罹ったり、厭世観を起こして華嚴の滝へ往くやつもあれば、或は凌雲閣へ往くと言う騒ぎが近頃は起こっております、是は何のためであるかと言うと・・無茶苦茶にいろいろなものを詰込もうとするから、其様な病気起こってくるのである、即ち児童の身体と言うものに留意したならば、今少し緩める位が宜い時代であるのに、さなきだ重荷を負うて居る上へ、さらに其様なものを詰込もうとすることは、決して児童の身体に留意して考えたことではない・・・文部省のするところは小学校令を改正して掛らねばならぬから、躊躇して居った訳であろうと私は推測する訳であります・・・

小学校教員が完全なる発音が出来たものではない・・之は日本全国に完全なる発音をする者を雇うても、雇うことは出来ない・・こちらで習った者はどうしても訛りを取るには一骨折れると言うことで、根本君の進んで外国語を習う所の便利なると言う論拠も崩れた、それから小学校令にも背反して居る、それから金にも増しはするも、減っては居らない、是は到底採用すべからざるもの、私は賛成できぬものと思います

横井時雄 兎に角も「アー、ビー、シー」と言うものは総て諸国に一般に行われて居ることでありまして、而して我国の言葉を或る場合には「ローマ」字で綴ってそれで西洋人に読ませる言うことも出来るので、既に其ことは実際行うて居って頗る日本語を外国人に学ばせるために便利を得て居る、且つ又外国から日本に入ってくる物品に於きましても「ローマ」字でいろいろ種類が付て居ります、・・・決して小学児童に重きを背負せると言うことでなくして、而して之を学び得て居る便宜は多大なるものがあると言うことでありますから、私は佐々木君の熱心なる又其非常にやかましい御論議があつたに拘らず、ごく簡単なる「ローマ」字の簡単なるが如く、簡単な問題でありますから、是は満場一致を以て賛成あらんことを希望いたします

福井三郎 提出者の根本君に本員が質問したのに向つては根本君は一々断言して答えられてある、本員曰く、此「ローマ」字の普及の便利と言うことは言換えれば漢字廃止の前提か、即ち「ローマ」字が普及せられた暁には漢字と言うものは廃するの意ありや否やと問うたれば、無論廃するのであると答えた、それから全国の学生の児童に「アルファベット」を教へて行くのは却つて之が進んで英語を学ぶのに頗る便利であると言うことを言われたるに、然らば今は500人であろうが、人口の進むにしたがって年々新陳代謝するけれども600万内700万に学齢児童の数なるであろう、それに悉く外国語を習わせるの意かと問う、同氏は然り、と答えられた、此言葉を以て見れば、取りも直さず漢字も廃すると同時に「ローマ」字の普及の暁には漢字が廃せられ、而して学齢児童に努めて英語を教へて、それが未だ普及せざる中に既に法令を以て日本語は撤廃してしまいたいと言う意味に聴こえるようである・・・此の如くんば我が帝国の根本を危くするものであつて、亡国案問

ういうに憚らないのであります、故に今尚提出者は其考えを持たるるや否や・・・・
唯本員の危険に感ずるは佐々木君の如く「ローマ」字と言う言葉に下に隠れて、悪くした
ならば国を売るのでないかと本員は心配するのである

石橋為之助 委員会で決したのは根本君の彼の時に言われました意味を以て決したのであ
りませぬ、終に漢字並びに仮名を廃してしまうと言うことは決して目的とすべきことでな
い、そう言うことは人間の力で以てなすべきことでありませぬ、故に決してそう言う目的
でなく、単に今日の場合国民が「ローマ」字を知って居ると、一般に「ローマ」字を知っ
ていると言うことは非常に便利であると言うだけの意味を以て彼の案を可決したのであり
ます、無論外国とかそう言うような国を売るとか言うことは決してご心配には及びませぬ

福井三郎 是は軽々に看過すべき問題でないのである・・・お許しになりましたか、本員も
まだ少しく了解せぬところがある故に、反対説を述べたいと思つて居りますが、提出者並
びに本案の委員長から頗る軟なる報告をせられた、而して日本人が知つて居つても差支え
なく、序に知つて置こうと言うことは差支えないと言う答えであるのである、其の如くん
ば何も悪意はない、別に禍心を包蔵して居らぬなら兎に角、本員は反対することだけは止
めます、議場の自然の趨勢に任して置きます

議長(長谷場純孝) 本案の採決を致します、本案は委員長報告に賛成の諸君の起立を請いま
す

起立者 多数
多数、本案は可決しました



西 周



外山正一

◎明治6年 西周「洋字ヲ以テ国語ヲ書スルノ論」発表

明治15年 矢田部良吉「羅馬字ヲ以テ日本語ヲ綴ルノ説」発表

明治17・18年 外山正一「羅馬字を主張する者に告ぐ」発表翌「羅馬字会」結成

◎大正11年3月にも松木君平ほか7名から同じ内容で「ローマ」字普及に関する建議案が
提出されている

◎ローマ字教育が実施されるようになったのは、昭和22年度から国民学校(のち小学校)の
4学年以上1年を通じて40時間以上行う文部省から指針が出された



加瀬禧逸

M41.3.14 本会議 議長 杉田定一

鉍毒に関する質問趣意書 提出者 根本正 加瀬禧逸

一 日立銅山は茨城県多賀郡日立村大字宮田字赤沢に在りて宮田川の水源此鉍山に発す而

して同村民は此宮田川に據るの外別に灌漑に供するの推理を有せず然るに該銅山は除害
の施設なくして鉍業に従事するを以て鉍毒の宮田川に流出すること甚だしく為に同川に
添う宮田区の水田は挙げて不毛に帰するの惨状を呈するに至りたり政府は何故に鉍業人

に対して之を防遏すべき除害の設備を命せざるや

- 二 同村大字宮田区の水田は総計 5 1 町 6 段 7 畝 11 歩なるに鉍毒被害の爲め植付を爲し能わざるもの 49 町 9 段 5 畝 5 歩に及ぶと今にして完全なる除害方法を施さざれば区民挙げて飢餓に沈まんとす政府は未だ斯の被害の状況を知らざるや
- 三 明治 37 年 8 月中宮田区民は情を具して除害工事の急施を命ぜられんことを当局に申請したるに害未だ甚だしからざるの時に於いて其工事を爲さしむる要なしとの下に該申請を排斥したりと果たして事実ありや
- 四 鉍毒の波及既に全区水田の十分の八に^{わたり}互 国家の蒙る損害尠少ならず敢て問う政府は之に対して如何なる処置を爲さんとするや 右及質問候也

根本正 此四箇條の鉍毒に関する質問であります、此茨城県多賀郡の日立村に在りますところの銅山に於きましては、近来非常なる鉍毒を蒙って居る訳であります、之に対して政府は此鉍業人に何故に此除害工事と言うものは命じないか、是は既に規則に定まって居ることではあります、政府は之を等閑にして置く、故に非常なる損害を来して居る訳であります、実に此日立村の人民は將に飢餓に沈まんとして居る訳であつて、非常なる困難を来して居る、殊に政府に聴きたいのは、明治 37 年 8 月中に人民が除害工事をして貰いたいということを申請した、所謂出願したけれども、其時分の政府は未だ害が及ばぬから、其除害工事をするに及ばないと言つて其請願を却下した、是等は最も甚だしいことであつて、此害が及ばない中にするのが、即ち除害工事であつて、既に今日の如く 50 町幾らと言う段別の中で、40 町歩も害の及んで、未だせざると言うような、病人になつてしまつて、今將に死なんとするとき漸く医者を頼むと言うような訳で、実に政府の方針と言うものは迂濶のみならず、人民の被った損害は非常の者であります、此事を殊更に政府に聴きたいのであります、此の如く此の地方は実に此水田と言うものは、十の八九と言うものは、もう植付けることも出来ず、此儘に置きましたならば、矢張り此栃木県の谷中村の二の舞を履まんければならぬと言うような有様であります、実に此の如きことは、独り農商務の手落ちのみならず、私の見るところに依りましては、内務省に於きましても甚だ牧民の任を欠いで居ると思ふことではあります、どうか是に付いては農商務大臣及内務大臣は慎重に調査をして、速に之に対する答弁あらんことを望みます



松岡康毅

M41. 3. 24 衆議院議員根本正君他 1 名提出鉍毒被害に関する質問に対する答弁書
農商務大臣 松岡康毅

- 一 日立銅山の除害設備については曩^{さき}に赤澤銅山と称し赤澤鉍業合資会社の経営に係りし際明治 36 年 1 月 18 日東京鉍山監督署は予防命令を發し其後鉍業人の変更あり且つ設計不完備の点ありしを以て重ねて明治 37 年 7 月 22 日命令を發し同年 9 月 5 日其予防設計書を認可し同 38 年 1 2 月工事を完成せり然るに昨 40 年に於いて苗代の發育不良を来たせしを以て鉍毒に原因せしや或いは實際に於ける激甚なる降雹に原因せしや原因不明なりしも鉍業主に於いて一部の水田に対しては別に用水路を設け字三作の溪流を

